



福島再生加速化交付金（第31回）《道路等側溝堆積物撤去・処理支援第4回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額について

今回配分額 事業費 2,346百万円、国費 1,173百万円

（注）計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

端数処理により、合計と一致しない場合があります。

2. 交付対象事業

福島市、いわき市、田村市、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町及び福島県が実施する道路等側溝堆積物の撤去・処理に係る費用の支援を行う。（福島県は、いわき市、天栄村、白河市、西郷村内において事業を実施。）

《別紙資料》

- ・別紙1：自治体別事業概要及び事業実施場所
- ・別紙2：福島県の除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理

本件連絡先

復興庁原子力災害復興班

田中、清水、豊川

電話：03-6328-0250

1. 自治体別事業概要

自治体名	事業費 (百万円)	交付可能額(国費) (百万円)	(参考)	
			主な実施場所	側溝延長(km)
福島市	605	302	信夫、北信の各地区の一部	366.6
いわき市	1,147	573	小名浜、平、内郷、好間、三和、小川、川前、四倉、常磐、遠野、勿来、田人の各地区の一部	171.0
田村市○	16	8	東部台、常葉町の各地区の一部	4.9
天栄村	93	46	大里地区、広戸地区	27.8
西郷村	129	64	(最終処分に係る費用のみ)	—
泉崎村○	161	81	村内全域	80
中島村○	51	26	滑津原地区	13
矢吹町	37	19	(最終処分に係る費用のみ)	—
福島県	107	54	いわき市、天栄村、白河市、西郷村内	498.9
合計	2,346	1,173		

(注1) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。端数処理により、合計と一致しない場合があります。

(注2) 事業費には、堆積物撤去に係る費用のほか、仮置場関係費、最終処分費等が含まれている場合があります。

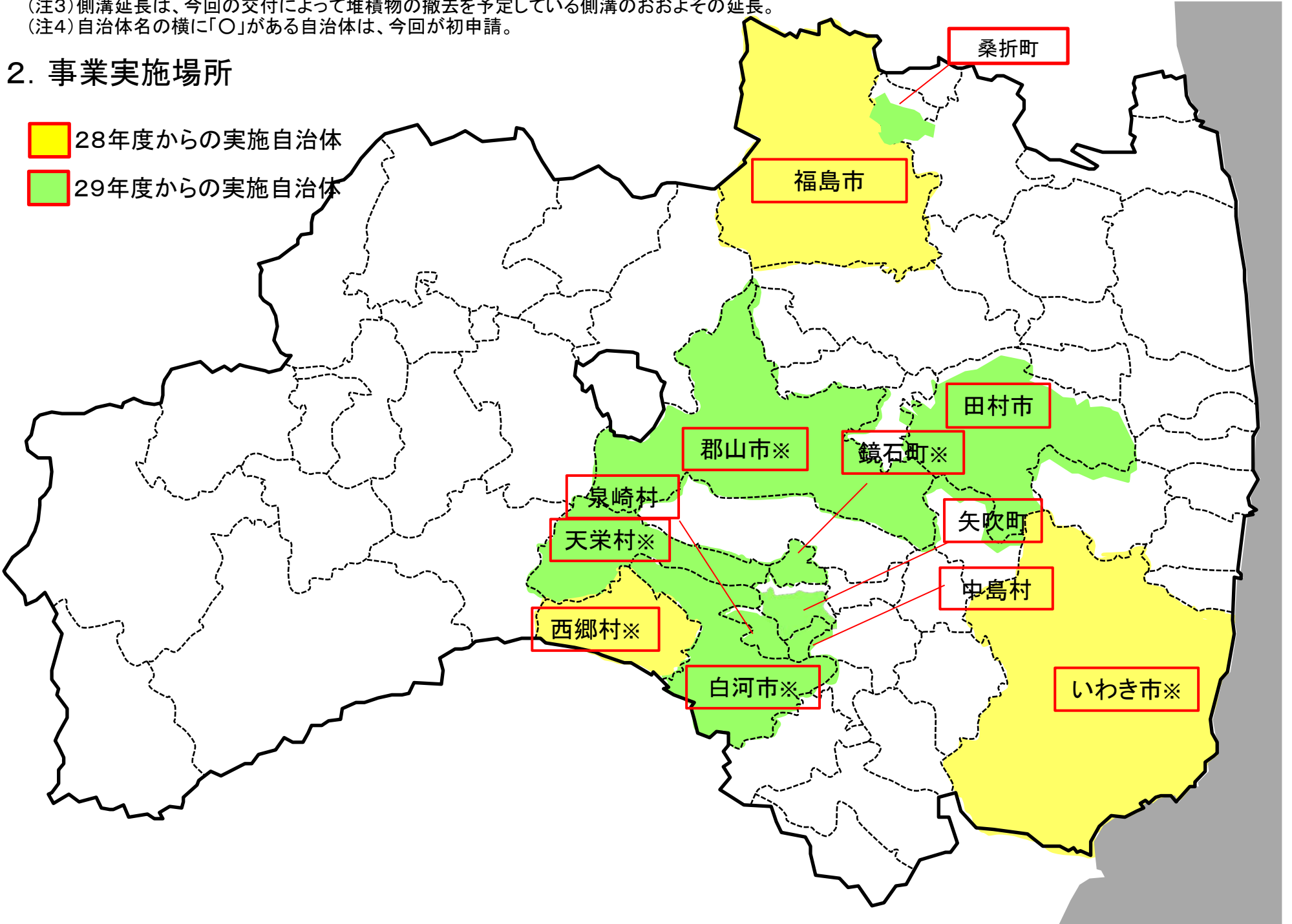
(注3) 側溝延長は、今回の交付によって堆積物の撤去を予定している側溝のおおよその延長。

(注4) 自治体名の横に「○」がある自治体は、今回が初申請。

2. 事業実施場所

 28年度からの実施自治体

 29年度からの実施自治体



(※) 福島県は、平成28年度よりいわき市にて、平成29年度より郡山市、白河市、鏡石町、天栄村、西郷村内にて事業を実施しています。

福島県の除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理

課題

- 福島第一原発事故後、住民による清掃活動を中止
 - 仮置場や最終的な処分場所の確保が困難
 - 空間線量が $0.23\mu\text{Sv/h}$ を下回る地域は除染事業の対象外
- ⇒豪雨時の路面の冠水、悪臭や害虫発生などの実害が発生。



福島市



いわき市



いわき市

除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針（H28.9.30 復興庁・環境省）

- 市町村が、国及び福島県の支援の下、最終処分場や仮置場を確保し、道路等側溝堆積物の撤去・処理を行う。
- 環境省は、福島県等と連携して、 8000Bq/kg 以下の廃棄物につき、廃棄物処理業者等に対する処理の働きかけや周辺住民の理解が得られるよう協力。
- 8000Bq/kg を超える道路等側溝堆積物については、状況を把握し関係機関間で必要な整理を行った上で、特定廃棄物埋立処分施設又は中間貯蔵施設に搬入。
- 国は、福島再生加速化交付金に新事業を創設するとともに、震災復興特別交付税交付金を交付して、上記の撤去・処理を行う市町村に対して、1地区1回に限り財政支援を行う。（県に対しても同様）

福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）の創設（H28.12）

- | | |
|---|---|
| <p>(1)対象地域・団体
福島県、除染実施計画を定めた福島県内の市町村</p> <p>(2)対象要件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故後、中断していた道路等側溝の維持管理活動が再開可能。 ・最終処分場又は仮置場が確保され、堆積物が確実に搬入できる。 ・除染等の措置により撤去・処理を行っていない。 ・一地区、一回限り。 | <p>(3)交付対象経費
撤去作業費、放射能濃度測定費、仮置場等関係費、運搬費、中間処理費、最終処分費、等</p> <p>(4)交付額
従前の維持管理活動に係る費用を控除して算出する交付対象事業費に
1 / 2 を乗じて得られる額
交付省庁は復興庁。</p> |
|---|---|